

まんのう町住宅用太陽光発電補助金のご案内

(まんのう町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金)

まんのう町では、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置する場合に、その経費の一部を補助します。

□補助対象

- ① 住宅用太陽光発電システムを設置する場合
- ② 住宅用太陽光発電システムをすでに設置している住宅に住宅用蓄電システムを設置する場合
- ③ 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電システムを同時に設置する場合

□対象となる方 (次の全てに該当する必要があります。)

- ① 町内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置(設置された建売住宅の購入を含む)する個人で、町内在住者若しくは町内在住予定者の方
- ② 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する方
 - ・申請者と太陽光発電システム購入者(契約者)と電灯契約者(電力受給契約者)は、同じであることが必要です。
 - ・工事着工前(建売住宅の場合は引き渡し前)に町の交付決定を受けることが必要です。
 - ・蓄電システムは、電力会社と10kW未満の電力受給契約をしている又はしていた太陽光発電システムと連携することが必要です。
- ③ 町税の滞納がない方
- ④ 暴力団員等でないこと(まんのう町補助金等交付規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと)

□補助金額

住宅用太陽光発電システム **5万円/kW** (上限2kW(10万円)、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、町補助金を受けた既設分を含めて10万円まで

住宅用蓄電システム **設備費(パッケージ型番)の1/3** (上限10万円、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、町補助金を受けた既設分を含めて10万円まで

□申請等の手続き

必要書類を、提出期限内に下記の提出先まで提出・送付してください。(裏面を参照)

詳細は、町ホームページ「[くらしの情報](#) → [くらしのガイド](#) → [生活・環境](#) → [環境・ペット](#)」でご確認ください。

・設置業者など手続代行者による提出も受け付けます。(代行者に関する報告書の提出は不要です。)

◇ 申請の受付期間: 令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火)【**必着**】

◇ 実績報告書の提出期限: 令和5年3月31日(金)【**必着**】(設置後、速やかに提出ください。)

□提出・問合せ先

〒766-8503 まんのう町吉野下430番地

まんのう町役場 住民生活課

電話: 0877-73-0123(直通)

□手続きの流れ

